

かもがわ

暑中お見舞い
申し上げます



家事調停の黄昏

坂元 和夫

離婚相談の増加

京都市の無料法律相談を四〇年近く担当していますが、近年、離婚の相談が増え続けているのに驚かされず。わが国の実情が、二組に一組が離婚し夫婦の七〇%が再婚というアメリカに近くなるのも時間の問題かも知れません。

家事調停の申立

わが国では、協議離婚制度があるので大部分の人は夫婦の話合いで離婚していますが、離婚自体について意見が一致せず、あるいは、財産分与や慰謝料、子供の親権者の指定など離婚条件について争いがあるときは、家裁に調停を申し立

う人も出てきます。

調停の実際

指定された日時に家裁へ出頭すると、調停委員から申立人、相手方の順序で別々に事情を訊かれます。まず、復縁の可能性の有無が確かめられ、無いことがはっきりした場合、離婚への調整が行われます。

妻と夫は、それぞれ自分の言い分を調停委員に訴えます。何しろ相手がいらないところでの訴えですから、その内容がエスカレート気味になるのはやむをえません。調停委員は、これを相手方に全部は伝えませんが、伝えるにしてもニュアンスを和らげてごく簡単に

します。そのまま伝えると火に油を注ぐことになりかねないからです。双方の言い分が陳述書という書面の形で提出されることも少なくありません。当事者が提出した書面は、原則として

相手方に交付されない建前です。どうしても見たいという場合は、当事者は、記録の閲覧照写申請をすることになります。裁判所が相当と認めなければ許されません(家事審判規則一二条。なお、審判の基礎資料とされる調査官の調査報告書も原則として閲覧照写が認められない)。家裁実務家は、相当性の判断によって適切な運用が出来ること反論するでしょうが、実際には消極に傾いた運用のようです。そもそも、規定の上では当事者も第三者も區別されておらず、相当性の判断を実務の広範な裁量に委ねる制度自体に問題があります。

当事者の不満

調停を申し立て、申し立てられた妻あるいは夫の多くは、相手の言い分がよく分からないことに苛立ち、自分の言い分が相手に十分に伝わっているのかどうか

に不安を感じます。多くの調停委員は、当事者のこのような気持ちが分かっている、そのやり方が間違っているとは考えません。夫婦をめぐる種々の事情は、調停委員が全部を把握することこそ重要なのであって、当事者が相手の言い分をそのまま知ることはむしろ有害無益であり、言い分が相手にそのまま伝わると双方が感情的になって、出来るはずの合意が出来なくなると思っているからです。

確かに、この考え方には一理があります。少し意地の悪い見方をすれば、このように情報を調停委員が独占し、当事者を情報不足の不安な心理状態におき、情報を小出しにして調停委員に心理的に依存せざるをえなくする方が合意を調達しやすい面があるのは否定できません。

しかし、このようにして調停を成立させることに一

体どれ程の意味があるのでしようか。情報不足に基づく合意は真意に基づくものとは言えず、当事者が後で相手の実際の言い分を知り、また、自分の言い分が十分に相手に伝わっていないことを知ったことを知ったとしたら、間違いなく調停成立を悔やみ調停制度に不信感を抱くと思われるからです。

このことを裏付ける資料があります。二〇〇〇年に「家族〈社会と法〉」という学会誌が家庭裁判所五〇周年を記念して「家庭裁判所の歩みと今後の課題」と題する特集号を出しました。その中で、意欲的な民事訴訟運営で知られるある地裁判事が次のように述べています。「地裁人事部の経験だが、離婚事件の当事者は家裁の調停について不満を述べる。調停委員から相手方が言っているとして説明を受けた内容と相手方からその後直接聞いた内容が違っているとか、直接相

手方と話をしたいのに調停委員はその気持ちを汲んでくれないといった不満である」。また、同じ記事の中で、大学の研究者から出された「調停不成立で訴訟になった事件の大半が訴訟で和解が成立するのは何故か」という質問に対し、「訴訟になれば、双方の主張が訴状、答弁書、準備書面として提出され、はじめて相手の言い分がはっきり分かり、紛争の全体像が両当事者と裁判所に共有されることが訴訟で和解が成立する理由の一つではないか」という意見が述べられています。

司法的機能と福祉的機能
家庭裁判所は、昭和二十四年に発足しましたが、その理念は、「家庭に光を、少年に愛を」という標語に象徴される福祉的機能(人間関係調整機能)の重視でした。この理念が正しいものを含んでいることは疑う余地がありません。家事事件

特に離婚事件など夫婦・親子に関する事件について、地裁の扱う財産関係の事件と同じ扱いをするのは適当ではないからです。しかし、運用の実際において、この家裁の理念は、相対的に裁判所本来の司法的機能の軽視につながりました。学者は、事あるごとに、当事者権、手続的保障、手続の透明性と表現は様々ですが、司法的機能の重要性を主張しました。しかし、家裁実務はそれに耳を傾けようとはしませんでした。

二〇〇三年の個人情報保護法の施行は、家裁の秘密主義(情報不開示主義)を一層助長したように思われます。二〇〇四年の人事訴訟の家裁移管も事態を改善させておりません。そして、司法的機能を軽視することによって福祉的機能をより充実させたかという点、それでもないのも問題です。例えば、離婚調停において調査官によるケースワーク

ないしカウンセリングなどの調整は、家事規則七条の五によって可能になったのですが、従前はともかく、近年は調整の例は皆無に近いのではないのでしょうか。多分、調整をやると、事件処理に時間がかかり非効率だからだと思われれます。

紛争性の直視

離婚事件といっても、それは対立する両当事者間の紛争です。紛争解決を目的とし、それに司法が関わる以上、自分の主張が相手に

伝わらず、相手の主張も伝えられない手続はそもそも道理に反します。わが国と同じように福祉的機能を重視するアメリカやオーストラリアの実務家に、この点について実情を尋ねたりすれば一笑に付されるでしょう。あまりにも当たり前のことだからです。そのようなアンフェアなことがまかり通っているのかと呆れられるのが落ちです。もっ

とも、家裁実務家は、これが日本型調停だと聞き直るのかもしれないが・・・。
今次司法改革は、「利用者のための司法」というキーワードのもとに制度の大改革が実施に移されました。利用者のための司法になっているかどうかは、制度設営者側から見るとはなく、利用者側から見なければなりません。諸外国にも例のない当事者権の軽視が利用者のためになるとは到底考えられません。

家事調停の未来

福祉的機能の美名のもとに紛争解決手続の基本中の基本原則を等閑にし、そうかと言ってその福祉的機能も効率優先のために空洞化されている嘆かわしい現状のもとで、改善の兆しが少しも見られないようでは、家事調停の未来はないと言えるのは言い過ぎでしょうか。



この夏 おすすめの本二冊

尾藤 廣 喜

熱い夏の過ごし方

熱い夏ですが、お盆休みや帰省の際に、書物を読むというのも、良い時間の過ごし方だと思います。

そこで、私が最近読んだ本の中からおすすめの二冊を紹介致します。

被爆者の心によりそって

一冊目は、郷地秀夫著『原爆症』罪なき人の灯を継いで(かもがわ出版)です。

著者の郷地さんは、これまで一五〇〇人以上の被爆者の診察にあたってこられた兵庫県の医師です。

この本は、明るく退職を迎えた被爆者の女性が、退職後二年目に突然発生し

する思い、情熱への共感が描かれています。

もちろんこの本の中には、原爆放射線の被害が二〇二〇年にピークを迎えるともいわれる実態にもかかわらず、認定範囲が狭く限定されている原因が、日米の合同研究によるDoseという放射線量推定方式とこれを悪用した認定基準にあることも詳しく書かれています。しかし、それ以上に、被爆者の身体と語る言葉にこそ真実があるとし、被爆者の被害実態から疾病の実態を考え、被爆者から学ぶという「医療」の原点が示されていることに感動します。三〇年余り被爆者に寄り添い、被爆者を診てきた者だけが語れる思いです。

また、近畿原爆症認定訴訟の原告の一人である佐伯俊昭さんの診察の中で、被爆という極限を超えた人間だけが持つ強さ、平和に對

をお奨めします。

「貧困」問題の全てが

もう一冊は、湯浅 誠著「貧困襲来」(山吹書店)です。著者の湯浅さんは、東京大学大学院法学政治学研究所に進みながら、ホームレスの支援活動に従事する中でNPOの事務局長となったという異色の人。

この本の魅力は、何と

いってもわかりやすいこと。わが国では隠されがちな「貧困」問題をわかりやすく、目に見える形で紹介しています。例えば、「ネットカフェ難民」、「貧困」をも食い物にする「貧困ビジネス」(人材派遣会社・フリーター向けドヤ・賃貸借契約ではない居住契約・保証ビジネス)を紹介するなど、三〇代という若い感性に根ざし、また、一〇〇〇人を越える保護申請に同行した体験を持つ者しか書けない鋭い問題提起があります。

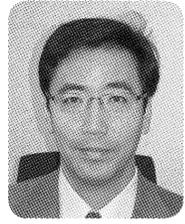
なお、さらに詳しく原爆症について知りたい方は、肥田舜太郎著「ヒロシマを生きのびて」(あけび書房)や映画「夕風の街 桜の国」、「ヒロシマナガサキ」

また、財政論での「ダメ親父的財原論」や、経済分野での「『おこぼれ理論』

は時間差攻撃であり、先延ばし理論である」、人生は、サーカスやギャンブルではなく「生」の元本保証」であるべきだなど、独自の「湯浅語」を使いながらも本質を鋭く指摘した文章に、「そうだ」と共感を覚えます。

『格差』ではなく『貧困』の議論を」という論文で、経済評論に新しい風を送り込んだ人だけに、「貧困」が今何故広がっているのかも詳しく説明されています。しかし、それ以上に、生まれてきた以上、誰もが生きるに値する生をという希望と優しさにあふれた本でもあります。

なお、手前みそになりますが、「貧困」についてさらに知りたい人は、尾藤廣喜外編著「改訂新版・これが生活保護だ」(高菅出版)をお奨めします。



電磁波に関する WHOの報告

山崎 浩一

電磁波

電磁波とは、電界又は磁界の周期的変化により、電波と磁波が同時に相伴って広く空間に伝搬する波動を言います。

周波数が高い電磁波は高周波、低いものは低周波といい、私たちの生活において関連があるものでは、高圧送電線、電子レンジ、IH調理器具などは低周波を発生し、携帯電話、中継基地局などは高周波を発生します。

極低周波の危険性に関するWHO結論

これまで、電磁波の人体に与える影響について検討してきたWHO(世界保健機関)は、今年六月一八日、

極低周波の電磁波についての報告書を発表しました。

この報告は随分当初の予定より遅れましたが、これには電磁波を厳しく規制する欧州と規制の緩い米国、日本などの政治的かけひきが背景にあるという指摘があります。

WHOは、この報告の中で、最も注目されていた送電線や家電製品から出される極低周波と小児白血病との関連について、「小児白血病との関連が否定できない」というあいまいな結論を出しています。

日本の国立環境研究所などの疫学研究において、〇、四マイクロテスラ以上の電磁波に長時間さらされると

小児白血病の発症率が高くなることが認められているため、両者の関連があることは認められるものに、他方で、動物実験からは因果関係の存在を否定する研究報告が多くあることから、因果関係の立証はしきれないという評価にたっているためです。

一〇項目の勧告

WHOは世界各国に対して、一〇項目の勧告をしています。その勧告には、電磁波に関する具体的な規制値を導入すること、送電線を設置する際の住民や自治体との協議、研究の促進などが盛り込まれています。

電磁波と小児白血病の因果関係が明確には証明されていないという立場に立ちながら、このような勧告を發した理由は、WHOの発想に予防原則的な考え方があるからだと言えるでしょう。

予防原則とは、科学的な確実性が大きな場合のリス

クに対処されたために適用される政策原則で、潜在的に重大となりうるリスクに対して科学的な研究成果を待たずに一定の政策をとることを内容としています。

今回のWHOの報告を受けて、極低周波の具体的な規制値の数字は、国際非電離放射線委員会が基準を策定することになると思われます。その規制値の指定を前提に日本でも具体的な基準が決められることになるでしょう。

便利と危険

今回の報告を受けて、専門家は今も妊婦はIH調理器を使わないことを呼びかける等の対処が必要であると言っています。

WHOは、携帯電話による高周波の電磁波について検討を進めており、2年後位には、結論が出るのではないかと思われま。携帯電話に関しては、日本政府が日常生活の電波化を目指していることから、重大な

影響を及ぼす問題です。

最近の食や原子力発電所などの「安全性」に関するニュースを見ると、事業者側に任せていては、安全は確保できないこと、国民自ら安全を守ることが必要であると痛感します。また、電磁波を發する設備や器具は、今や現代社会においてなくてはならないと思われるものが殆どです。しかし、それらが同時に人体に有害な危険性もありそうだという場合に、私たちはどのように対処したら良いのかということを真剣に考えなければなりません。その場合、電力設備や携帯電話などの利用価値の高いものは、巨大な企業利益となり、国益となり、大きな力となります。そのような不均衡な力関係において、国民の安全に立ち、予防原則に従って対処を実現することは極めて困難です。政治の叡智と司法の勇氣が求められているのではないのでしょうか。



年金記録確認体験記

秋田 則仁

この「かもがわ」がお手元に届くころには、年金選挙とも言われた今回の参議院議員選挙の審判の結果が出ているでしょう。三年前に直接的に表に出たのは、国民の国民年金・厚生年金の保険料の段階的引上げと給付水準の抑制を決めた時期に政治家のいわゆる年金未納(国民年金保険料の未納)問題がどんだん発覚したことに対する怒りの面が多かったようです。今回は、年金給付の大前提となる記録の管理が杜撰極まりないものであるという年金制度の根幹を揺るがす事態であり、三年前より問題は深刻といえるでしょう。

私は、三年前に裁判官から弁護士になり、その際、国民年金の一号被保険者となったわけです。年金の裁判やら相談を受けている弁護士として、自分の年金記録がどうなっているかも分かっていないというのは問題です。妻とともに、社会保険事務所に年金記録の確認に出かけてきました。

さて、その結果ですが、幸いにして、私の年金はどうかやら大丈夫のようなのですが、それでも、次のようにいささか首をひねらざるを得ませんでした。

一 担当者は、「共済の期間はありませんが、共済はうちとは関係ないので、共済組合に聞いて下さい。」と言いつけておられました。しかし、共済の期間であっても、国民年金の二号被保険者に該当し、老齢基礎年金の保険料納付済期間としてきちん把握していかなくていいのでしょうか? 別に共済年金のことを聞いたわけでもありません。

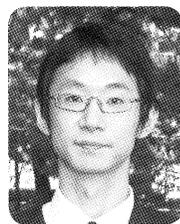
二 妻には、地方公務員と

四 妻の三号被保険者期間の「事業所/市区町村名」

の欄は京都市になっているのですが、実際には、京都府外を含めて転々としています。「年金額には関係ない」ので、どうでもいい話なのですか? これは、私が依頼されている裁判でも、国が言っている理屈です。そういう意識で記録を扱っているから、年金額に影響する部分でも間違うのではないのでしょうか?

五 私は、転職や転居がかなりありますから、民間のサラリーマンなら、記録が消える危険が高いとされています。やはり国の役人には手厚いという官民格差がありそうな気がします。

というわけで、何やら釈然としないまま帰宅しました。年金の相談はまだまだありそうです。



クレジット問題

徳田 敏

最近の消費者被害では、クレジット契約によって代金を支払っている事件がよく見られます。そこで今回は、現行のクレジット契約とそれを規制する割賦販売法の問題点をご紹介します。

問題点その1 割賦要件
クレジット契約で物品を購入する場合の登場人物は、消費者、販売業者及びクレジット会社の三者であるのが一般的です。各当事者の関係は、消費者と販売業者との間は物品の売買契約、消費者とクレジット会社との間は物品の代金の立替払契約、クレジット会社と販売業者との間はクレ

ることができる旨規定されています。これを「抗弁対抗」といいます。

クレジットの加盟店契約という三角関係になります。契約によってのみ権利義務が発生するという私法の原則からすれば、三名の各当事者はそれぞれの契約に関してのみ権利義務があり、例えば消費者と販売業者との間でトラブルが生じても、消費者はクレジット会社に対して、販売業者とトラブルになったからクレジットの割賦金は支払わないと主張できないのが本来です。

しかし、それではあんまりだということで、割賦販売法第三〇条の四では、消費者と販売業者との間に生じたトラブルを理由に、クレジット会社に対して将来の割賦金の支払いを拒否す

赤伝処理

一括払や二回払いであるために、抗弁対抗ができないことがどうして規制の潜脱とか、悪質業者のうま味になるのでしょうか。

ここでポイントになるのが「赤伝処理」といわれるクレジット会社の処理方法です。「赤伝処理」とは、クレジット契約が成立した後、加盟店がクレジット会社に対してキャンセル伝票（これを「赤伝」といいます）を切り、クレジット会社から受け取った立替金を返還することによって、クレジット契約をなかつたことにする処理のことをいいます。

クレジット会社が抗弁対抗を消費者から主張された場合、消費者からの支払停止に依じているだけでは、クレジット会社は販売業者に支払った立替金の回収ができなくなり損をします。そこでクレジット会社は販売業者に赤伝処理をさせて

立替金全額を回収することで、抗弁対抗を主張された場合でも損失を防いでいます。

なお、実際の赤伝処理によるクレジット会社の回収の場面では、金銭が現実に移動することはありません。クレジット会社から販売業者への次の別個の立替金の支払いと相殺処理をしており、抗弁対抗を主張された場合でも、クレジット会社は販売業者との取引が続く限り立替金の回収が可能になります。そのためクレジット会社は、ある販売業者が悪質業者だと察知しても、すぐには悪質業者との加盟店契約を切らずに、徐々に取引を減らしながら、その間に抗弁対抗を主張された立替金の回収を図って回収漏れを防いでいるといわれています。このように、クレジット会社が悪質業者との加盟店契約をすぐに切らないことによつて、その間に別の新たな悪

質商法被害者が発生してしまっています。

つまり販売業者としては赤伝処理になると、せっかく受け取った立替金を全額クレジット会社に確実に回収されてしまったため、抗弁対抗を消費者に使われると、販売業者も確実に損をしてしまうのです。そのため悪質な販売業者は、消費者に抗弁対抗を主張させないように、抗弁対抗が使えない一括払や2回払いでの割賦金の支払い方法を巧妙に選択させています。

問題点その2、既払金返還と加盟店管理責任

抗弁対抗の法律上の効果は、クレジット会社に対する割賦金について、今後の支払いを拒否できるというものであり、それまでに支払った割賦金(既払金)の返還まで求めることはできません。そのため、消費者が割賦要件をクリアして抗弁対抗を主張できても、既払

金は返ってこないのです。

赤伝処理がされた場合には、クレジット会社が立替全額を販売業者から回収しますので、消費者もクレジット会社から既払金を返してもらえますが、販売業者が倒産や行方不明になった場合にはクレジット会社は赤伝処理ができませんので、消費者は既払金を返してもらえないこととなります。

悪質業者はいずれ倒産や行方不明になることが一般的ですので、消費者は既払金について泣き寝入りを余儀なくされ、被害を完全に回復することができないのが現状です。

悪質業者をクレジット契約の利用できる加盟店にするかどうかは、クレジット会社が審査をして決定していますし、また抗弁対抗の主張を受けることによつて、加盟店が悪質業者か否かの情報を集約できるのもクレジット会社です。しか

し、現行の割賦販売法ではクレジット会社の加盟店に対する管理責任は明確には規定されていませんので、クレジット会社は加盟店が悪質業者だとわかっていても、悪質業者に支払った立替金の回収の方に専念し、新たな被害発生防止は二の次になってしまっています。

このような事態を防ぐためには、クレジット会社は加盟店に対する管理責任を明確にし、クレジット会社も消費者に対して、販売業者(加盟店)と同じ責任・無過失の共同責任を負わせることが必要です。

イギリスではすでに、クレジット会社と加盟店との共同責任が法律上規定されて消費者保護を厚くしており、その結果、現金払いよりもクレジット契約の方が安心安全ということ、クレジット契約の利用がヨーロッパで最も盛んとなっているそうです。

加盟店審査を甘くして悪

質業者でも加盟店にしてしまい、増やした加盟店から手数料収入で収益をあげるよりも、構造を抜本的に転換して、イギリスのようにクレジット契約を消費者被害の安全弁に位置づけてその利用を促進し、そうしてすそ野を広げた消費者からの手数料収入で収益をあげる方が、よっぽどクレジット会社の経営として健全ではないでしょうか。

最後に

クレジット契約は、手元にまとまった現金がない消費者でも、将来の資力を利用して今現在の利益を得ることのできる契約であり有用性もあります。

しかしこれを逆手にとられると、手元に現金がない人でもクレジット契約を使わせば、多額の代金を支払わせることができるため、次々販売、催眠商法、悪質リフォーム、悪質出会い系サイトなど、ほとんど

すべての消費者被害でクレジット契約が介在し、被害を拡大させています。クレジット契約はクレジットカードを利用するものが全てではなく、契約書型クレジット(「個品方式」といいます)もあり、カードを持っていなければ被害に遭わないというものではありません。現実には、カードを持たない高齢者もクレジット契約を利用させられて、多額の被害に遭うケースが後を絶ちません。

今回、私が紹介した問題点を含めて、日弁連は割賦販売法の広範な改正を国会に求め、署名活動をしています。この法改正がなされなければ、悪質商法の被害は広がりこそすれ、減ることはありませんので、皆さまのご理解と協力をお願いいたします。



アメリカに行ってきました！

富 増 四 季

六月七日から一〇日間ほど、アメリカに行ってきました。これは、弁護士会の消費者保護委員会のクラスアクション調査に通訳として同行したものです。今回は、久しぶりに訪れたアメリカの感想について気楽に書き記してみることになります。

オレゴンの田舎町とテレコミューター

調査の開始に先立ち、この機会を利用して、友人のワードさんのところに向かいました。ワードさんは、オレゴン州の内陸部にあるベンドという町に住んでいて、高校生時代にホームステイをお願いして以来の長

いおつきあいです。ベンドは自然あふれる田舎町で、アメリカで初めて過ごした町ということもあり、とても愛着があります。もっとも、今回訪れてみて、この数年間で町が大きく変わってしまったことを実感しました。

まず、空港に降り立つ着陸前の段階で、空から見る風景の変化に気づきました。砂漠のような土地のあちこちに、真新しい中規模の住宅開発が見られるのです。あとで調べると、ベンドや周辺の町の人口は二〇〇〇年以降、何と四割近くも増えているとのこと。そして、さらに驚くことに、この町に新たにやっ

てきた人々の大半はテレコミューター、すなわち、自宅でインターネット越しに仕事をして、会社に行くのは、月に二、三回だけ、といった就労形態をとる人々なんだそうです。

なんでも、この町には、最先端のネットインフラが整っていて、都会の生活に辟易とした人々が、より暮らしやすい環境を求めてやってくるのだとか。サンフランシスコ空港直行便も、シリコンバレーへ往復する人のために、一日何便も飛んでいます。

留学中の私にとって、ベンドの田舎町の風景は、アメリカでのふるさとのような存在でした。今でも、ベ

ンドの大自然の風景はそのままですし、地元の高校生たちは、通学車でカントリー音楽を好んで聞いているような場所なのです。しかし、このわずか数年のうちには、シリコンバレーから何百キロも離れたこの地で、極太の光ファイバーが、何が地中を這ってきて、オレゴンの砂漠のなかに、ハイテクITコミュニティを生み出してしまったのです。「どこでもドア」が現実化して、そこからあふれるシリコンバレー電子光の渦に、自分のふるさとが飲み込まれてしまうような情景が頭に浮かび、気が遠くなるような気がしました。

い医療施設、リゾート施設等の開発が続々と進みました。これらの産業を支える安価な労働力の需要の高まりを受け、移民が続々と流入してきた、ということらしいです。高学歴・高収入のテレコミューターの人口増加に伴い、その対極に位置づけられる移民の人々も爆発的に増加していることは、二極化するアメリカ社会を象徴する現象に思えます。

ギラルド弁護士

さて、オレゴンでの楽しいひとときを終え、サンフランシスコ入りした私は、調査団本隊と合流し、第一線で活躍する多様な法律家とお話する機会に恵まれました。なかでも、法律家の原点について考えさせてくれたのが、ギラルド弁護士（本写真真の左側の人物）です。ディナーテーブルの席で、サンフランシスコ教育委員会を相手取った、ア

フアーマティブアクション（人種についての優遇的措置）に関する事件について、ギラルド弁護士を経験を聞くことができました。

この事件で、原告（の両親）は、公立の幼稚園や高校に入学を希望した子ども達が、中国系人種であるという理由のみで近所の学校等への入学・入園が許されず、これは人種差別だから裁判でその誤りを正してほしい、という意向を持ってやってきました。これは、いわゆるアフアーマティブ・アクションに則った制度のためで、具体的には、ある一つの人種グループが四〇パーセント以上を超えないように、人種によって入学者の数が制限されていたのです。アフアーマティブ・アクションは、一般には、白人の生徒が、特定の学校を独占することを防ぎ、黒人やヒスパニック系等のマイノリティの生徒にも良質の教育の機会を与

え、また、多様性のある教育環境を確保することに主眼があるとされています。ところが、サンフランシスコでは、マイノリティである中国系の生徒数が多い地域があり、この四〇パーセント制限によって不利益を被っていたのは、主として、中国系人種の生徒たちでした。中国系の人々もぜひぶんと差別を受けてきたことを考えれば、このような政策は本末転倒です。

そこで、原告たちは、これまで人種差別問題に取り組んできた団体をいくつも訪ねて助けを求めました。しかし、自分たちの意見に当然共感してくれるだろうという予想に反し、どこにいても冷たくあしらわれてしまったそうです。いわゆるリベラル派にとって、アフアーマティブ・アクションの制度は、血のにじむような努力の結果ようやく獲得したこともあり、一切の批判を許さない、ある

種の神聖なものとしてあがめられてきた一面もありました。原告らの問題提起は、その正当性を改めて問う直すものに他なりませんでした。しかも、原告のなかには、全米屈指の名門公立高校である「Lowell」高校の入学選考において、成績では十分な点数をとっていたにもかかわらず、人種制限の理由によって入学がかなわなかったという生徒も含まれており、これまで不満をつのらせてきた白人の「逆差別」論者たちと協調する面もありました。このため、原告たちの主張は、こういった白人系の勢力にうまく取り込まれてしまえば、制度全体の解体を招く脅威とすらなりうるものでした。このような政治的な意図がどの程度働いたのかはわかりませんが、人権擁護を標榜する団体ですら

も、理不尽な扱いに苦しむ原告ら個人の視点から、一緒にもう一度考えてみると

いう姿勢は持ちえなかったようです。

そして、途方にくれた原告らが最後に行き着いたのが、ギラルド弁護士の事務所でした。訴訟が提起されると、全米で激しい議論が巻き起こり、ギラルド弁護士が個人的な攻撃を受けることもあったそうです。自分分は、どちらかという穏便なりべラルだと思っていたのに、味方になってくれると思っただけの民主党政治家からも攻撃を受けることもあったと、苦笑いをしながら話してくれました。しかし、依頼者の「近所に幼稚園がちゃんとあるのに、どうして幼い子どもが何十分もかけて町の反対側までバス通園をしなくてはいけないんですか？」という訴えを聞いて、ここに正義があると確信した、といいます。だから、どんなに攻撃されようとも勝たなくてはいけないと感じ、逆風のなかでも必死にがんばった結果、

勝訴的和解を勝ち取ることができたそうです。

正義とは何か、それを一番実感できるのは、当事者と直にふれあう弁護士です。理屈は知恵を絞ることで、後からついてくるもので、大事なものは、最初に、しっかりと当事者の気持ちにくみ取り、そのなかにある正義を見落とすことなく感じ取るセンスのようなものだと、改めて思いました。

以上、今回のアメリカ旅行を通して、二極化するアメリカ社会の現実を目の当たりにし、また法律家の存在意義についても改めて考えることができ、とても良い経験となりました。

かもがわ講座

遺失物法の改正

保管点数が膨大な数になり、保管費用が高むためと、インターネットによる住民公表や、警察署単位の管理から重要物件の全国手配の実施など、発見しやすい工夫の採用が理由です。

② 傘、衣類、自転車等の大量、安価物は二週間以内には返却できないときには売却処分が可能となりました。

③ カード類や携帯電話等の個人情報が入った物は、落とし主が見つからない場合でも、拾得者に所有権が移転しません。

暑さによる寝不足でうっかり落とし物をしないようご用心下さい。

落とし物は、警察に届出後六か月待って落とし主が判明しなければ、届出人の物になるということをご存知の方も多いでしょう。これは遺失物法による規定なのです。しかし、社会状況の変化により、遺失物法が改正され、今年の一二月一〇日から施行されることになりました。改正点は次のとおりです。

① 落とし物の保管期間が六か月から三か月に短縮されます。これは、